

1 4 . 農業分野

<p>農業(1)</p>	<p>農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認</p>
<p>規制の現状</p>	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成等に関して厳しい要件が課されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>株式会社形態で農業経営を行なうことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等様々な面で株式会社のメリットを活かすことが可能になる。 2005年の農業経営基盤強化法改正により、農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業参入が実現したが、参入可能区域は条件の悪い農地、耕作放棄地に限られており、参入の阻害要因となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>農地法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省</p>

農業(2)	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ
規制の現状	<p>わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めているが、この輸入は実質的に国(農林水産省)が一元的に行っている。国は輸入価格の1.6～1.7倍の価格で製粉企業へ小麦を売り渡しているため、小麦には60～70%の関税が課せられているのと同じことになっている。</p> <p>なお、2007年度より政府売渡価格については標準売渡価格を廃止し、輸入価格を反映した変動制へ移行する予定となっているが、マークアップ水準については未定である。</p>
要望内容	<p>国が決定している外国産小麦のマークアップについて、計画的かつ継続的な引下げを要望する。</p>
要望理由	<p>小麦には60～70%の関税が課せられているのと同様であるのに対し、小麦加工品(小麦粉調製品・スパゲティ・ビスケット等)の関税率は20%前後となっている。原料と製品の国境措置が不均衡なため、わが国の小麦加工品の市場において国産小麦加工品が輸入小麦加工品に比べ著しく不利な競争条件に置かれている。外国産小麦のマークアップの引下げにより、原料小麦と小麦加工品との輸入国境措置の整合性を図ることが必要である。</p>
根拠法令等	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第13条</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

農業(3)	糖価調整制度の見直し
規制の現状	政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。
要望内容	輸入糖に係る調整金制度を見直すべきである。
要望理由	菓子業界は調整金制度により割高な原料購入を余儀なくされている。一方、少子高齢化に伴い菓子の需要は低迷しており、今後FTA・EPAの進展により海外から安価な菓子が輸入されることになれば、国内菓子業界は国際競争力を失うことになる。
根拠法令等	砂糖の価格調整に関する法律
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

農業(4)	輸入麦芽の二次関税撤廃
規制の現状	<p>ビール原料である麦芽については、関税割当制度がとられており、国内需要見込み数量から国内生産見込み数量を控除した数量の輸入に対して、1次税率が適用されて関税が無税となる。</p> <p>本制度の運用に当たっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされている。</p>
要望内容	輸入麦芽の2次関税を撤廃すべきである。
要望理由	<p>ウルグアイラウンド合意によりビール関税が撤廃(2002年)されたことを踏まえ、①平成19年以降、国産ビール大麦の契約方法が生産団体と各社別での新交渉方法に移行すること、②WTO・FTA交渉の進展、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れなどグローバル化が進展する中で、国内農業の競争力向上を図る新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策が進行中であること、③ビール大麦・麦芽は国際取引市場において完全自由交渉品目となっていること、以上3点を踏まえ、将来的にも国産ビール大麦の契約栽培は農業団体とビール業界各社間で継続できる状況にあることから、輸入麦芽の二次関税撤廃を要望する。</p>
根拠法令等	<p>関税定率法(第9条の2 関税割当制度 別表第11類 麦芽11.07)</p> <p>関税暫定措置法(第2条 暫定税率一別表第1、第8条の6 定率法9条の2規定を準用)</p> <p>関税割当制度に関する政令(第1条(物品・数量)別表第1、第2条(割当方法))</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

農業(5)	肥料取締法における畜産加工物残渣等の使用範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>①畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・煮骨・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。醗酵豚糞は現行では特殊肥料としての登録のみが許可されており、普通肥料登録はできない。普通肥料に特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)を単体で混合又は配合することができない。</p> <p>②特殊肥料の現行の含有成分規制は肥料成分が3%以上の場合は前後10%、3%以下の場合は前後0.3%の範囲となっている。</p> <p>③家畜糞を炭化した資材が、有機農産物の日本農林規格肥料、土壌改良資材から除外されている。</p>
要望内容	<p>①畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきである。醗酵豚糞の普通肥料登録を認めるべきである。普通肥料への特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)の混合・配合を認めるべきである。</p> <p>②特殊肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきである。</p> <p>③家畜糞を炭化した資材を日本農林規格肥料及び土壌改良資材として使用可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>①:特殊肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業・食肉事業から発生する廃棄物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>②:現行の前後10%及び0.3%での成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>③:有機質肥料の利用促進につながる。</p>
根拠法令等	肥料取締法
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省